

報第1号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和3年 8月4日	和歌山市小松原通4 丁目20番地	110,000円		救急自動車の物損 事故による損害賠 償金

報第2号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専 決 年 月 日	令和3年11月5日
工 事 名	つつじが丘テニスコート周辺駐車場等拠点避難地整備工事
工 事 場 所	和歌山市つつじが丘4丁目地内
変更前の請負代金額 変更後の請負代金額	250,407,960円 268,316,400円
契 約 の 相 手 方	和歌山市北田辺丁5番地 第五工業株式会社 代表取締役 山田 敬三
変 更 理 由	建設発生土に大量の根が混入していることが判明し、処分 費用が増額となったため。

報第3号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専 決 年 月 日	令和3年10月20日
工 事 名	市民会館（仮称）市民文化交流センター新築工事
工 事 場 所	和歌山市七番丁25番1の一部外
変更前の請負代金額 変更後の請負代金額	8,668,000,000円 8,680,100,000円
契約の相手方	奥村・小池・宮井特定建設工事共同企業体 代表者 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 株式会社奥村組 関西支店 執行役員支店長 川谷 澤之
変更理由	工事現場において新型コロナウイルス感染症クラスター発生により、工事一時中止を7日間行ったことによる工事現場維持等に関する費用が発生したため。

報第4号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専 決 年 月 日	令和3年10月20日
工 事 名	市民会館（仮称）市民文化交流センター新築機械設備工事
工 事 場 所	和歌山市七番丁25番1の一部外
変更前の請負代金額 変更後の請負代金額	1,201,090,000円 1,203,053,500円
契約の相手方	テクノ菱和・東和冷機特定建設工事共同企業体 代表者 和歌山市杉ノ馬場2丁目81 株式会社テクノ菱和 和歌山営業所 所長 橋本 孝二
変更理由	工事現場において新型コロナウイルス感染症クラスター発生により、工事一時中止を7日間行ったことによる工事現場維持等に関する費用が発生したため。